

四半期報告書

(第61期第2四半期)

自 2020年7月1日

至 2020年9月30日

中央化学株式会社

埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	10
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(5) 大株主の状況	11
(6) 議決権の状況	13
2 役員の状況	13
第4 経理の状況	14
1 四半期連結財務諸表	15
(1) 四半期連結貸借対照表	15
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	17
四半期連結損益計算書	17
四半期連結包括利益計算書	18
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	19
2 その他	24
第二部 提出会社の保証会社等の情報	25

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月11日
【四半期会計期間】	第61期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	中央化学株式会社
【英訳名】	CHUO KAGAKU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 近藤 康正
【本店の所在の場所】	埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号
【電話番号】	048(542)2511（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 秋山 幸信
【最寄りの連絡場所】	埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号
【電話番号】	048(542)2511（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 秋山 幸信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第60期 第2四半期連結 累計期間	第61期 第2四半期連結 累計期間	第60期
会計期間	自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日	自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日	自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日
売上高 (百万円)	24,743	23,853	48,034
経常利益 (百万円)	309	1,105	751
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	241	964	479
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	107	1,066	396
純資産額 (百万円)	6,376	7,732	6,665
総資産額 (百万円)	35,674	36,182	34,608
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	11.98	47.87	23.78
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	9.48	37.87	18.81
自己資本比率 (%)	17.9	21.4	19.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	746	2,089	2,344
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△663	△361	△765
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△955	365	△2,283
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	2,665	4,948	2,839

回次	第60期 第2四半期連結 会計期間	第61期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自 2019年 7月1日 至 2019年 9月30日	自 2020年 7月1日 至 2020年 9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	2.99	28.01

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第2四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、緊急事態宣言、県外移動自粛の解除等を経て持ち直しが期待されましたが、再び新型コロナウイルス新規感染者が全国的に急増し、回復のスピードは緩やかな水準にとどまりました。Go Toキャンペーンもあって人の移動が活発になり、自動車をはじめ一部産業では生産水準が上がってきており、経済活動は正常化に向かいつつあるものの、欧米での感染拡大が深刻になる等、いまだ収束の目途はまったくたっていません。

当食品包装容器業界におきましては、新型コロナ禍でのライフスタイルの変化により、イベント、外食、旅行、インバウンド等向け需要は落ち込んだままである一方、テレワークの普及、学校教育のオンライン化等により巣籠り生活が広まり、中食・内食向け需要が急増しました。特にテイクアウト、フードデリバリーが新しい生活様式に一気に浸透しました。

こうした中、「食」に関わる事業会社である当社は、事業戦略である「汎用容器事業の基盤強化」、「成長市場へのアプローチ」を推進すると共に、衛生・安全管理を徹底し、万全の感染防止策を前提に製品の安定供給に最善を尽くしてまいりました。

日本に先立って新型コロナウイルス感染拡大が深刻になった中国においても、感染防止策を徹底し、日本同様変化するライフスタイルに対応して製品安定供給を果たしてまいりました。

こうした活動の結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高が23,853百万円（前年同期比3.6%減）、営業利益1,158百万円（前年同期比90.6%増）、経常利益1,105百万円（前年同期比257.3%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は964百万円（前年同期比299.5%増）となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

(日本)

営業面では、「成長市場へのアプローチ」との戦略に基づき、環境配慮型素材・製品の拡充に注力すると共に、新型コロナウイルス感染拡大を契機としたライフスタイルの変化に対応し、中食・内食向け、特にテイクアウト、フードデリバリー向け出荷が増大しました。

事業環境の変化が急な中、弁当容器、PSPトレイ、納豆容器、タレビン等、長年ご愛顧頂いてきた製品の需要が高まる一方、海洋プラスチックごみ、CO2排出等による地球温暖化、食品ロス等環境問題に向き合い、リサイクルPET素材「CAPG」、プラスチック使用量を50%未満とする環境配慮型素材「TALFA（タルファー）」、バイオ成分を含む「バイオCT」、「バイオCF」をベースとする製品の拡販、上市に注力しました。

生産面では、工場での感染防止策を徹底し、安定生産体制を堅持しました。「汎用容器事業の基盤強化」との戦略に基づき、安全、品質、技術、原価における競争力強化を目指して、現場改善活動を推進、強化しております。競争力の根源は、生産、販売、物流各機能の強化並びに3機能の連携にあり、経営会議等でのPDCAを通じて漏れのないオペレーション構築を目指しております。

研究開発面では、今年度上市した環境配慮型素材「TALFA（タルファー）」の量産、新商品開発を図ると共に、環境対応との市場ニーズに即し、新素材・新製品の開発に取り組んでおります。

巣籠り生活の広がりに伴いテイクアウト、フードデリバリー等向け出荷が増える一方で、コンビニエンスストア向けは減少し、また、イベント、外食、旅行、インバウンド等関連は引き続き低水準に推移し、売上高全体では前年同期比減少となりました。油価下落に伴う原材料価格の低減、コスト削減等により、利益率は前年比で改善してきております。

この結果、当該セグメントの売上高は20,671百万円（前年同期比5.5%減）、営業利益は1,038百万円（前年同期比52.9%増）となりました。

(アジア)

中国では、3工場間最適生産体制、日本との協業の強化を進め、競争力強化、生産性向上を進める一方、新型コロナウイルス感染拡大時にも、感染防止策を徹底し安定生産を堅持してまいりました。いまだ新規感染拡大が止まらない他国に比し、中国では経済活動が正常化に向かいつつある中、全拠点において感染防止策を徹底し、安定操業を継続してまいります。日本に比し環境問題に起因する事業環境の変化が急であり、環境配慮型素材・製品の開発を進めております。

この結果、当該セグメントの売上高は3,537百万円(前年同期比10.2%増)、営業利益は369百万円(前年同期比113.9%増)となりました。

当第2四半期連結会計期間末の財政状態は次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、リース資産の減少258百万円等があった一方、現金及び預金の増加2,108百万円等により、前連結会計年度末と比べ1,574百万円増加し36,182百万円となりました。

負債は、リース債務の減少304百万円等があった一方、1年内返済予定の長期借入金の増加517百万円や長期借入金の増加345百万円等により、前連結会計年度末に比べ507百万円増加し28,450百万円となりました。

純資産は、親会社株主に帰属する四半期純利益964百万円等により、前連結会計年度末に比べ1,066百万円増加し7,732百万円となり、自己資本比率は21.4%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、4,948百万円となり前連結会計年度末に比べ2,108百万円の増加となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益1,105百万円や減価償却費993百万円等があり、2,089百万円(前年同期比1,343百万円の増)の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出402百万円等があり、361百万円(前年同期比302百万円の減)の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出2,417百万円やリース債務の返済による支出496百万円があった一方、長期借入金の借入収入3,280百万円があり、365百万円(前年同期比1,321百万円の増)の収入となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、201百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	40,000,000
A種優先株式	2,000
計	40,002,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数 (株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (2020年11月11日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	21,040,000	21,040,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
A種優先株式	2,000	2,000	非上場	単元株式数 1株 (注)
計	21,042,000	21,042,000	—	—

(注) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) 優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。

(2) 優先配当金の金額

- (a) A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額について、配当基準日の属する事業年度の初日（但し、配当基準日が2019年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。但し、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先株式1株当たりのA種優先配当金（但し、下記(b)に従ってA種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする（A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）。

<算式>

A種優先配当金 = 1,000,000円 × A種優先配当年率

<A種優先配当年率>

2021年3月31日までの日を配当基準日とする場合 0%

2021年4月1日以降の日を配当基準日とする場合 日本円TIBOR（6ヶ月物）+2.0%

日本円TIBOR（6ヶ月物）とは、配当基準日が属する事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日である場合はその直後の営業日）（以下「A種優先配当年率決定日」という。）における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日に日本円6ヶ月物トーキョー・インタ

ー・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）が公表されていない場合は、日本円TIBOR（6ヶ月物）は、東京インターバンク市場における6ヶ月物の円資金貸借取引のオファード・レートとして合理的に決定される利率を指すものとする。

- (b) 上記(a)にかかわらず、配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がA種優先株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うA種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種優先株式（当社が保有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのA種優先株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 累積条項

当社は、ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日のみを基準日とした場合のA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(4) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、1,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配を行わない。「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を上記1.(2)の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。

3. 議決権

A種優先株主及びA種優先登録株式質権者は、株主総会において議決権を有しない。

4. 譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

5. 現金対価の取得請求権（償還請求権）

(1) 償還請求権の内容

A種優先株主は、2021年3月31日以降、いつでも、当社に対して金銭を対価として、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記(2)に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、1,000,000円に下記に定める償還係数を乗じて算出される金額にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本(2)においては、上記2.に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

「償還係数」とは、償還請求日が以下の各日に該当するか又はいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下に定める数値をいう。

2021年3月31日以降2022年3月31日まで	110%
2022年4月1日以降2023年3月31日まで	120%
2023年4月1日以降2024年3月31日まで	130%
2024年4月1日以降	140%

- (3) 償還請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (4) 償還請求の効力発生
償還請求の効力は、償還請求に要する書類が上記(3)に記載する償還請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

6. 現金対価の取得条項（強制償還条項）

(1) 強制償還の内容

当社は、2021年3月31日以降、当社の取締役会が別途定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、A種優先株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、取得の対象となるA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 強制償還価額

A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、1,000,000円に下記に定める強制償還係数を乗じて算出される金額にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本(2)においては、上記2.に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

「強制償還係数」とは、強制償還日が以下の各日に該当するか又はいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下に定める数値をいう。

2021年3月31日以降2022年3月31日まで	110%
2022年4月1日以降2023年3月31日まで	120%
2023年4月1日以降2024年3月31日まで	130%
2024年4月1日以降	140%

7. 普通株式対価の取得請求権（転換権）

(1) 転換権の内容

A種優先株主は、2021年4月1日以降いつでも、当社に対し、下記(5)に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「転換請求」という。）ができる。

(2) 当初転換価額

当初転換価額は、375.9円とする。

(3) 転換価額の修正

転換価額は、2021年4月1日以降毎年4月1日及び10月1日（以下「転換価額修正日」という。）

に、各転換価額修正日に先立つ連続する30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」という。）の平均値の95%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の転換価額を「修正後転換価額」という。）、修正後転換価額は同日より適用される。但し、修正後転換価額が当初転換価額の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下「下限転換価額」といい、下記(4)を準用して調整される。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、また、修正後転換価額が当初転換価額の150%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

（以下「上限転換価額」といい、下記(4)を準用して調整される。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、終値が発表されない日を含まない（以下同様）。

(4) 転換価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による転換価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の当社の東証終値の平均値とする。
- (e) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(5) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{転換請求に係るA種優先株式の数に1,000,000を乗じて得られる額}}{\text{転換価額}}$$

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(6) 転換請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(7) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求に要する書類が上記(6)に記載する転換請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

8. 株式併合又は分割、募集株式の割当て等

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。

10. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日	—	21,042	—	7,212	—	5,675

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3番1号	12,207	60.58
東日本CT共栄会	埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号	821	4.07
三菱ケミカル株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号	662	3.28
株式会社ジェイエスピー	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	625	3.10
西日本CT共栄会	埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号	622	3.09
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	516	2.56
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	369	1.83
有限会社田代屋	東京都千代田区神田錦町3丁目20	326	1.61
PSジャパン株式会社	東京都文京区小石川1丁目4番1号	236	1.17
青木 達也	大阪府大阪市北区	230	1.14
計	—	16,616	82.47

(注) 1. 上記のほか、当社所有の自己株式891千株(4.23%)があります。

2. 三菱商事(株)は、上記のほか、A種優先株式を2,000株(発行済株式総数の100%)保有しております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下の通りであります。

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議決権数の 割合 (%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3番1号	122,077	60.59
東日本CT共栄会	埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号	8,214	4.07
三菱ケミカル株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号	6,620	3.28
株式会社ジェイエスピー	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	6,250	3.10
西日本CT共栄会	埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号	6,226	3.09
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	5,169	2.56
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	3,692	1.83
有限会社田代屋	東京都千代田区神田錦町3丁目20	3,261	1.61
PSジャパン株式会社	東京都文京区小石川1丁目4番1号	2,360	1.17
青木 達也	大阪府大阪市北区	2,300	1.14
計	—	166,169	82.48

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	A種優先 株式 2,000	—	(注) 1
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 891,100	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 20,146,300	201,463	—
単元未満株式	普通株式 2,600	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	21,042,000	—	—
総株主の議決権	—	201,463	—

(注) 1 A種優先株式の内容は、(1)株式の総数等②発行済株式(注)に記載のとおりであります。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には当社保有の自己株式40株が含まれております。

3 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。

② 【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株式 数 (株)	他人名義所有株式 数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 中央化学株式会社	埼玉県鴻巣市宮地 3丁目5番1号	891,100	—	891,100	4.23
計	—	891,100	—	891,100	4.23

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,845	4,954
受取手形及び売掛金	※1 7,360	※1 7,411
商品及び製品	4,897	4,934
仕掛品	713	601
原材料及び貯蔵品	1,168	1,129
その他	1,498	1,415
貸倒引当金	△16	△16
流動資産合計	18,468	20,431
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,011	4,899
機械装置及び運搬具（純額）	2,713	2,663
土地	4,290	4,225
リース資産（純額）	2,508	2,261
建設仮勘定	142	224
その他（純額）	461	426
有形固定資産合計	15,127	14,700
無形固定資産		
リース資産	51	41
その他	334	322
無形固定資産合計	385	363
投資その他の資産		
投資有価証券	268	312
長期貸付金	150	146
破産更生債権等	11	14
繰延税金資産	80	83
その他	288	301
貸倒引当金	△172	△171
投資その他の資産合計	626	686
固定資産合計	16,140	15,750
資産合計	34,608	36,182

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,962	6,112
電子記録債務	1,862	1,866
短期借入金	※2 5,000	※2 5,000
1年内返済予定の長期借入金	3,995	4,512
リース債務	1,006	797
未払金	1,971	1,918
未払法人税等	163	140
未払消費税等	277	247
賞与引当金	271	269
資産除去債務	11	11
その他	602	611
流動負債合計	21,126	21,486
固定負債		
長期借入金	3,350	3,695
リース債務	2,000	1,905
役員退職慰労引当金	38	42
退職給付に係る負債	886	817
債務保証損失引当金	9	9
資産除去債務	8	8
その他	524	485
固定負債合計	6,817	6,963
負債合計	27,943	28,450
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,212	7,212
資本剰余金	6,787	6,787
利益剰余金	△6,402	△5,438
自己株式	△1,169	△1,169
株主資本合計	6,427	7,392
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	34	61
繰延ヘッジ損益	2	△0
為替換算調整勘定	519	555
退職給付に係る調整累計額	△318	△276
その他の包括利益累計額合計	237	340
純資産合計	6,665	7,732
負債純資産合計	34,608	36,182

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
売上高	24,743	23,853
売上原価	18,616	17,343
売上総利益	6,126	6,510
販売費及び一般管理費	※ 5,518	※ 5,351
営業利益	607	1,158
営業外収益		
受取利息	9	9
受取配当金	5	6
受取賃貸料	19	18
為替差益	—	9
持分法による投資利益	27	27
その他	66	47
営業外収益合計	127	118
営業外費用		
支払利息	85	78
手形売却損	19	18
売上割引	20	20
為替差損	219	—
その他	81	54
営業外費用合計	426	171
経常利益	309	1,105
特別利益		
固定資産売却益	1	4
特別利益合計	1	4
特別損失		
固定資産除売却損	9	4
特別損失合計	9	4
税金等調整前四半期純利益	301	1,105
法人税、住民税及び事業税	61	144
法人税等調整額	△1	△3
法人税等合計	60	141
四半期純利益	241	964
親会社株主に帰属する四半期純利益	241	964

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
四半期純利益	241	964
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△7	26
繰延ヘッジ損益	△1	△3
為替換算調整勘定	△168	36
退職給付に係る調整額	43	42
その他の包括利益	△133	102
四半期包括利益	107	1,066
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	107	1,066

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	301	1,105
減価償却費	1,145	993
持分法による投資損益(△は益)	△27	△27
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1	△1
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△31	△26
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	4	4
受取利息及び受取配当金	△14	△15
支払利息	85	78
為替差損益(△は益)	76	△20
有形固定資産除却損	7	4
有形固定資産売却損益(△は益)	△0	△4
売上債権の増減額(△は増加)	237	△7
たな卸資産の増減額(△は増加)	394	135
仕入債務の増減額(△は減少)	△1,303	96
未払消費税等の増減額(△は減少)	△89	△30
その他	80	18
小計	867	2,303
利息及び配当金の受取額	14	15
利息の支払額	△88	△77
法人税等の支払額	△47	△151
営業活動によるキャッシュ・フロー	746	2,089
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△369	△402
定期預金の預入による支出	△12	△12
定期預金の払戻による収入	12	12
有価証券の取得による支出	△662	—
有価証券の売却による収入	433	—
固定資産の売却による収入	0	69
投資有価証券の取得による支出	△5	△5
その他	△60	△23
投資活動によるキャッシュ・フロー	△663	△361
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△3,000	—
長期借入れによる収入	4,000	3,280
長期借入金の返済による支出	△1,321	△2,417
リース債務の返済による支出	△633	△496
財務活動によるキャッシュ・フロー	△955	365
現金及び現金同等物に係る換算差額	△124	14
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△996	2,108
現金及び現金同等物の期首残高	3,661	2,839
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 2,665	※ 4,948

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

(会計上の見積り)

前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)(会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について、前連結会計年度から重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 受取手形割引高

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
受取手形割引高	2,677百万円	2,911百万円

※2 当社は、運転資金の効果的な調達を行うため取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。
この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
コミットメントの総額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	5,000	5,000
差引額	—	—

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
運送保管料	2,154百万円	2,105百万円
給料手当	996	931
販売促進費	463	471
退職給付費用	54	48

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金	2,671百万円	4,954百万円
預入期間が3か月超の定期預金	△6	△6
現金及び現金同等物	2,665	4,948

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自2019年4月1日 至2019年9月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自2020年4月1日 至2020年9月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自2019年4月1日 至2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	アジア	計		
売上高					
外部顧客への売上高	21,804	2,939	24,743	—	24,743
セグメント間の内部売上高 又は振替高	61	270	331	△331	—
計	21,865	3,209	25,075	△331	24,743
セグメント利益	679	172	852	△244	607

(注) 1. セグメント利益の調整額△244百万円は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自2020年4月1日 至2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	アジア	計		
売上高					
外部顧客への売上高	20,639	3,213	23,853	—	23,853
セグメント間の内部売上高 又は振替高	32	324	356	△356	—
計	20,671	3,537	24,209	△356	23,853
セグメント利益	1,038	369	1,408	△249	1,158

(注) 1. セグメント利益の調整額△249百万円は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	11円98銭	47円87銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	241	964
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	241	964
普通株式の期中平均株式数(株)	20,148,860	20,148,860
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	9円48銭	37円87銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	5,320,563	5,320,563
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月10日

中央化学株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

さいたま事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 田 勝 啓 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中央化学株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、中央化学株式会社及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月11日
【会社名】	中央化学株式会社
【英訳名】	CHUO KAGAKU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 近藤 康正
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長社長執行役員近藤康正は、当社の第61期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認にあたり、特記すべき事項はありません。